

20	生活文化スポーツ局	商品等による身の回りの事故への安全対策
事業概要	商品・サービスの利用に伴う危害・危険を防止するため、情報を的確に収集・分析し、都民に情報提供するとともに、特に商品等の改善や新たな安全基準の制定などの対策が必要な場合は「東京都商品等安全対策協議会」において具体的な対策の検討を行っている。 また、事業者による安全な商品開発・製造販売を支援し、消費者の主体的な商品選択・購入を促進するため、安全な商品のPR・普及を行っている。	
これまでの経過	1 危害危険情報等の収集 (1) 商品やサービスの利用に伴う危害・危険を防止するために、東京都消費生活総合センターや区市町の消費生活センターに寄せられる危害・危険に関する相談情報を収集するとともに、東京消防庁等から事故情報の収集を行っている。 (2) 事故には至らないような潜在的な危害・危険事例について、都民から情報の掘り起しを行っている。 (3) 収集した情報を商品テスト、安全性に関する調査、機動的調査、事業者指導等につなげ、迅速かつ効果的に都民に注意喚起を行っている。 2 事業者等と連携した安全対策の推進 (1) 事業者、消費者及び学識経験者等からなる「東京都商品等安全対策協議会」を設置し、商品改善や新たな安全基準の制定などの対策が必要な商品等について、海外の事故情報や安全対策等の文献調査、消費者へのアンケート調査、事故再現実験等を通じて、事故の実態等を把握し、有効な対策を検討・提言している。 (2) 都は、協議会の提言を受け、ホームページやリーフレット等により消費者への注意喚起を図るとともに、国や事業者団体等に対し商品改善や安全基準強化を働きかけ、具体的な成果につなげている。 3 子育て世代への情報発信・普及啓発 (1) 子育て世代が多く集まるイベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っている。 (2) 子育て支援団体等との協働により、子供の安全をテーマとしたセミナー・ワークショップ等を開催し、子供の事故防止に向け、親子で楽しく学ぶことのできる場を提供している。 4 安全な商品の普及 事業者等と連携し、①安全に配慮した商品のPR強化、②事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、③安全な商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を目的として、セーフティグッズフェア（安全に配慮した商品見本市）を開催している。	

現在の進行状況	令和5年度の状況
	1 危害・危険情報等の収集 機動的調査として「歯間ブラシ」など12件の調査を実施 2 事業者等と連携した安全対策の推進 (1) 東京都商品等安全対策協議会 道路交通法改正により、着用努力義務の対象が全年齢になったことを受け、様々なヘルメットが販売されている。一方で、性能が十分ではない商品や誤った使い方では、転倒時のケガを防げない可能性があり、また着用率自体が低いことから、「自転車用ヘルメットの着用と安全な使用」をテーマとし、協議会で検討を行った。令和5年度に4回の協議会を開催した。協議会の提言に基づき、事業者団体等に商品の安全対策等について提案・要望を行うとともに、リーフレットを作成・配布し、消費者等に対する注意喚起を実施 3 子育て世代への情報発信・普及啓発 (1) 東京消防庁防災館で家の中や子供服の危険に関するパネル等の展示を実施 (2) くらしフェスタ東京（交流フェスタ）において、生活の中で気をつけてほしい事例や、「こどものケガを減らすためにみんなをつなぐプラットフォーム『Safe Kids』」を紹介 4 安全な商品の普及 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会との共催で、セーフティグッズフェアをオンラインで開催し、セーフティグッズの展示等を実施
今後の見通し	1 引き続き、危害・危険情報等の収集や事業者と連携した安全対策の推進を実施していく。 2 多様な主体と連携して子育て世代への情報発信・普及啓発を実施し、子供の事故防止に向けた取組を実施していく。 3 安全な商品のPR強化を図り、事業者による安全な商品の製造・販売を促進していく。
問合せ先	生活文化スポーツ局 消費生活部 生活安全課
電話	03-5388-3055